

## 配偶者の海外転勤に伴う受給期間延長について

### 手続きの流れ

出国



出国後30日経過後、所定の用紙を安定所へ現地より送付してください。



安定所にて受理後、処理済の書類を日本国内の親族等へ返送します。



延長できる期間は、最大**3年間**です。ただし、3年間で満了する日より早く帰国した場合は、帰国日をもって受給期間の延長は解除になり、受給期間が開始されます。

※受給期間について等、わからないことがありましたら**ご住所を管轄する公共職業安定所**へご連絡ください。

## 受給期間延長手続きに必要な書類

- 受給期間・教育訓練給付適用対象期間  
・高年齢雇用継続給付延長申請書
  - 雇用保険被保険者離職票—2(原本)  
離職票1は郵送せず保管ください
  - 会社から配偶者へ出された転勤辞令
  - 本人と配偶者の関係がわかる資料  
(例)戸籍一部事項証明、世帯全体続柄入りの住民票
  - 本人のパスポートの写し  
  
写真の入ったページ及び出国スタンプの入ったページの写しが必要です。
  - 国内親族のお名前・連絡先のメモ  
  
※ハローワークから国際電話をすることができないため書類に不備等あれば**国内親族の方に連絡**を致します。
  - 返信用封筒(宛名記載・切手貼付)  
※切手は特定記録郵便料金分を貼付してください  
  
※ハローワークからは国際郵便が発送できないため、返信は特定記録郵便にて**国内親族の方に発送**いたします。親族の方にはご本人帰国まで書類の保管をお願い致します。
- 【連絡先・送付先】  
〒222-0033  
神奈川県 横浜市 港北区 新横浜  
3-24-6 横浜港北地方合同庁舎1F  
港北公共職業安定所 雇用保険給付課  
045-474-1221